

こどもの未来応援対策特別委員会会議録

令和4年6月24日

場 所 第5委員会室

令和4年6月24日（金曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組について
2. 社会的養護経験者の自立支援について
3. その他子どもを守り、育てるための取組について

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（11人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	川添博
委員		坂口博美
委員		徳重忠夫
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		佐藤雅洋
委員		山内佳菜子
委員		坂本康郎
委員		前屋敷恵美
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木 清
県参事兼福祉保健部次長 （保健・医療担当）	和田陽市
福祉保健部次長 （福祉担当）	児玉浩明
こども政策局長	長谷川 武
福祉保健課長	柏田 学
健康増進課長	市成典文
こども政策課長	久保範通
こども家庭課長	小川智巳

事務局職員出席者

政策調査課主査	飛田真志野
政策調査課主幹	松本英治

○田口委員長 ただいまから、こどもの未来応援対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、福祉保健部から、本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組等について説明いただきます。その後、委員会の県内調査等について御協議いただきたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部においでいただきました。なお、執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていた

できます。

それでは、執行部から概要説明をお願いいたします。

○重黒木福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。本日は、よろしくお願いたします。それでは、座って御説明いたします。

本日は、児童虐待や社会的養護を中心に御説明させていただきます。

資料の目次を御覧ください。3項目について御説明させていただきます。

1点目は、本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組についてです。

2点目は、社会的養護経験者の自立支援についてです。

3点目は、その他子どもを守り、育てるための取組についてです。

詳細は、こども家庭課長から説明させていただきます。

○小川こども家庭課長 こども家庭課でございます。

委員会資料1ページをお開きください。

1の本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組についてのうち、(1)児童相談所における児童虐待相談対応状況について御説明します。

まず、①児童虐待相談対応件数の推移につきまして、図表1を御覧ください。本県の児童虐待相談対応件数の5年間の推移を棒グラフで示しております。

平成29年度の1,136件から年々増加傾向にあり、令和3年度は1,843件と、前年度とほぼ同水準で高止まりしている状況にあります。

棒グラフに、虐待種別による内訳を示しております。令和3年度を見ていただきますと、多い順に、「心理的虐待」が910件、「身体的虐待」

が579件、「ネグレクト」が329件、「性的虐待」が25件となっております。

また、全国の推移を折れ線グラフでお示しております。令和3年度の件数は、まだ公表されておりませんが、こちらも年々増加が続いており、令和2年度には、約20万件と過去最多を記録しているところです。

次に、②虐待の経路別相談件数の推移についてです。

2ページをお開きください。図表2で御説明いたします。令和3年度の件数を示しておりますが、「警察等からの通告」が730件と最も多く、「近隣知人」が241件、「学校等」が233件、「市町村」が212件となっております。

次に、③主たる虐待者及び被虐待児の年齢構成についてです。

図表3の主たる虐待者を見ていただきますと、「実母」が847件、「実父」が815件であり、実父母が全体の9割を占めております。

また、図表4の被虐待児の年齢構成については、「0～3歳未満」が372件、「3歳～6歳」が488件であり、0歳から6歳までの未就学児が、全体の46.7%と多くを占めています。

次に、3ページを御覧ください。

④一時保護の状況です。児童相談所では、児童虐待の通告があった場合に、児童の安全確保のため、一時保護を行っております。

図表5を御覧ください。

保護した実人員の推移を棒グラフで、延べ人員を折れ線グラフで示しております。令和3年度の実人員は483人で、高止まり傾向にあります。

また、参考ですが、今年6月15日に公布された改正児童福祉法により、一時保護開始時の判断に、司法審査が導入されることとなります。

これは、一時保護の適正化や手続の透明性の確

保を目的として、公布後3年以内の政令で定める日から施行となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

（2）社会的養護の取組についてであります。

養育において保護や支援を必要とする子供たちの最善の利益を実現するため、個々の状況に応じて児童養護施設や地域小規模児童養護施設等への入所、里親への委託を選択できる養育環境の整備を進めているところです。

まず、①県内の児童養護施設等の状況についてでございます。

図表6を御覧ください。

「児童養護施設」、「乳児院」、心理治療などが必要な児童を対象とする「児童心理治療施設」、生活指導等が必要な児童を対象とする「児童自立支援施設」、共同生活を営みながら社会的自立を目指す「自立援助ホーム」があり、合計で25か所、総定員数は529名となっております。

児童養護施設は17か所あり、そのうちの7か所の地域小規模児童養護施設では、定員が4人から6人の家庭的な養育環境で受入れを行っております。

次に、②地域小規模児童養護施設の設置推進についてであります。

入所児童ができる限り良好な家庭環境で養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けた整備を進めており、新たに設置する社会福祉法人に対しては、施設整備の補助を行っております。

次に、③里親委託の推進についてであります。

児童福祉法に規定された家庭養育優先の原則に基づき、施設に比べ、より家庭的な環境の下で養育を行うことが望ましい場合には、里親委託やファミリーホームへの入所を積極的に進められる体制づくりを推進しております。

ファミリーホームとは、里親経験など一定の養育権を満たす養育者の住居で、5人から6人の児童の養育を行う制度です。県内には2か所ございます。

里親とファミリーホームへの入所状況を表す指標として、里親委託率があります。里親委託率は、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームの入所児童を分母とした割合を表すものとなっております。

次に、図表7を御覧ください。

令和3年度末時点の登録里親数は、138世帯と順調に登録数を増やしている一方、委託児童数につきましては、34人と前年までと比べて減少しております。

次に、図表8の里親等委託率の推移を御覧ください。

令和3年度末時点の里親委託率は、上から2段目にありますファミリーホーム入所児童数が12人と、前年と比べて増え、10.7%と前年度と同程度となっております。

次に、イの里親委託の推進に向けた取組についてでございます。

平成28年度に設置した、「里親普及促進センターみやざき」を中心に、児童相談所や児童養護施設等と連携して、安心して里親に委託できる環境づくりを推進しているところです。

里親委託総合推進事業では、里親制度の普及促進、里親の資質向上支援、マッチング促進、里親支援を行っております。

6ページをお開きください。

2の社会的養護経験者の自立支援について御説明いたします。

児童養護施設や里親などの下で育った子供たちのことを、「社会的養護経験者」といい、「ケアリーバー」とも呼ばれておりますが、施設を

退所した後も安定した生活を送れるようにするため、施設入所中に、日常生活の訓練や進学・就職支援を行っているほか、以下の支援を行っております。

①退所児童等アフターケアセンター設置運営事業では、就職や進学などにより退所を控えた児童に対して、一人暮らしに必要な生活技能に関する講習会を開いたり、退所後の個別相談に応じるなど、個々の状況に応じて必要な支援を行っております。

次に、②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業では、家賃や生活費の貸付けを行っております。この貸付けは、5年間就業を継続した場合、返還が免除されます。

③身元保証人確保対策事業では、アパートなどを賃借する際に、施設長等が保証人となった場合などに、損害保険料を補助しております。

④大学・民間企業との協働・連携による自立支援では、大学などを構成機関とする「宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会」を設置し、協議会への寄附金を財源とした、「みやざき子ども未来奨学金」により、児童養護施設等の入所児童等が大学進学する際に奨学金を給付しております。

また、今年6月の児童福祉法改正の内容を参考に示しております。社会的養護経験者について、年齢で一律に支援の提供を終了するのではなく、児童の意向、関係機関との調整も踏まえた上で、必要と判断する時点まで、施設への入所や自立支援を提供できることになりました。

次に、7ページを御覧ください。

3 その他子どもを守り、育てるための取組についてでございます。

(1) の妊娠期から子育て期への支援については、安心・安全で健やかな妊娠、出産、産後

を支援するとともに、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のため、市町村を中心に地域の関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しております。

まず、①妊婦健康診査では、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しております。

②妊婦訪問支援事業では、育児が困難になることが予想される妊婦や妊婦健診未受診の妊婦に対する訪問支援を実施します。

③乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、情報提供や養育環境などの把握、育児に関する不安や悩みの相談などの援助を行っております。

④養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する相談、指導、助言等により、養育能力を向上させるための支援を図っております。

⑤子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び構成員の専門性強化のための取組や構成員の連携強化、訪問事業との連携等を図るための取組に対して支援を行っております。

⑥子育て短期支援事業では、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設などでショートステイを利用できるものです。

8ページをお開きください。

(2) 子どもの貧困対策についてです。

①子どもの貧困対策人材育成研修では、研修会の実施により、多面的な支援体制の構築及び支援者間のネットワークづくりの推進を図っております。

②生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業では、生活困窮世帯の子供を対象に、学習教室の開催や個別訪問、オンラインによる学習支援、生活習慣の形成改善を実施し、子供の学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図っております。

③進学・就職支援制度紹介冊子の作成・配布では、進学費用・奨学金・授業料等免除制度や、就職に必要な経費等に関する給付、貸付を紹介するほか、相談窓口、子ども食堂などを掲載した冊子を作成し、県内全ての中学生及び高校生、関係団体等に配布しております。

最後に、(3)ひとり親家庭支援についてです。

まず、①児童扶養手当では、独り親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給しており、児童1人の場合の月額支給額は、最大で4万3,070円となっております。

②母子父子寡婦福祉資金貸付事業では、独り親家庭等を対象として、低利子又は無利子で資金を融資しており、修学資金や就学仕度資金など12種類の資金がございます。

③ひとり親家庭医療費助成事業では、児童扶養手当受給者程度の所得のひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っているものです。

説明は以上です。

○田口委員長 執行部の説明が終了いたしました。

御意見、質疑がございましたら発言をお願いします。

○山内委員 御説明ありがとうございます。3ページの一時保護をされた児童について質問です。一時保護をされると、虐待をした親の目に触れさせないためか、何かの理由で、しばらく学校に通うことができないと聞いたことがあります。

ます。その部分を確認させてください。

○小川こども家庭課長 児童相談所で一時保護した場合、基本的には、学校に行かせておりません。児童相談所の一時保護所内では、学習指導員が学習を指導しております。

○山内委員 ある児童相談所を視察した際に、一時保護の期間が長期化すると、「子供が学校に通えずかわいそう」、「早く学校に行かせたいが、子供を親から守らないといけない」という話を伺ったことがありました。

一時保護をした子供が、再び学校に通えるようになるタイミングをどのように判断されているか教えてください。

○小川こども家庭課長 基本的には、一時保護中は学校に通えません。一時保護中は、虐待などの原因を調査しますが、親が児童相談所の働きかけに全く対応してくれないなどの状況もあります。子供の安全を守るためにも、児童相談所の一時保護所内に留める対応をしています。児童養護施設に措置入所したり、家庭に復帰するというような、一時保護の先の段階に進めば、学校に行けるようになります。

また、一時保護中は、子供が不安定な状態になるので、その間は、なかなか学校に行かせられない状況です。

○山内委員 学習指導をする方がいることを初めて知り、それはよかったです。一時保護中の子供の学びの機会の確保について、引き続き御配慮いただきたいと思います。

次に、6ページの令和6年4月1日から始まる、18歳以降の方に対する自立支援の強化とありますが、受皿となる体制づくりは、既に始まっているのでしょうか。

○小川こども家庭課長 現在も、最長22歳まで児童養護施設や自立援助ホームで受け入れてお

り、それを更に延長できるようになります。受皿としては、児童養護施設や自立援助ホームになります。

○山内委員 現時点で、支援が見込まれる人数を教えてください。

○小川こども家庭課長 自立援助ホームの入所を延長している子供は、令和3年度は4人であり、22歳以上まで延長して入所するとすると、4人程度と思います。

○山内委員 8ページの子どもの貧困対策について質問です。生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業は、生活保護世帯や就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯等の中学生や高校生が対象だったと思います。生活保護を受給していないが、同じくらい生活が苦しい世帯の子供も、学習機会の確保が難しいと思います。対象は、厳密に限定されているのでしょうか。生活保護を受給していないが、学習支援をしている事例はありますか。

○柏田福祉保健課長 生活困窮者の子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮者自立支援事業の中で実施しています。生活保護世帯でなくても、生活困窮世帯の子供ということで、学習支援をすることは可能です。

○山内委員 今日の御説明の中に、「ヤングケアラー」の言葉が出てきませんでした。福祉保健部は、ヤングケアラーの支援や対策はしていないのでしょうか。

○小川こども家庭課長 ヤングケアラーについては、福祉保健部で所管しており、今年度は、実態調査をいたします。

今回の特別委員会では、ヤングケアラーについて説明を求められていなかったため、資料には記載しておりませんが、重要課題として捉えて今後進めていこうと考えています。

○佐藤委員 2点お聞きします。

1 ページに、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトとありますが、なぜネグレクトだけ片仮名なのでしょう。基本的なところを教えてください。

○小川こども家庭課長 片仮名語を使うのはいかがでしょうかという意見もありますが、保護の怠慢や拒否をネグレクトと言っております。

○佐藤委員 全国的にこのような表現が使われているのですか。

○小川こども家庭課長 ネグレクトは、虐待対応の仕事をしている人間の中では、一般的に使用している言葉です。

○佐藤委員 主たる虐待者の9割を実の父や母が占めています。非常に悲しいというか、残念な思いがします。子供を育てる親が無理しているというか、子供に当たってしまうというようなことが起きていると思います。子供を持つ親の心が欠落して起きていると感じます。

子供を欲しくてもできない人もいますが、子供を育てていく親としての準備がしっかりできていない人もいます。親としての心の準備に対する支援がもっと必要なのではないかと思えます。虐待が起きた後のことよりも、子供ができる前の支援です。

7 ページに、「妊娠期から子育て期への支援」とありますが、今後、この虐待に至る前の部分にももう少し踏み込んだ支援が必要だと思います。

「虐待は絶対にしてはいけないんだ」という意識を育てることが必要です。「自分の持ち物のように子供に当たることは問題だ」という認識が不足していると思います。いかがでしょうか。

○小川こども家庭課長 委員がおっしゃるとおりだと思います。7 ページにお示ししているとおり、虐待を防止するためには、妊娠期から母親

や父親を支援していかないといけない、と言われており、それに沿う形で児童福祉法の改正もされています。児童福祉法の改正で、母子保健分野と児童福祉の分野をつなげることが規定されています。母子保健分野で市町村に整備が進められている「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉分野で整備が進められている「子ども家庭総合支援拠点」の2つのセンターを統合する形で整備を進めるということが、改正児童福祉法で規定されたところです。2つのセンターを、「こども家庭センター」として一体化して整備しなさいというようなことです。その目的は、まさに委員がおっしゃったとおりです。望まない妊娠や予期しない妊娠の場合に、児童虐待を起こすことが多いため、妊娠期からケアしていこうというものです。妊婦健康診査などで、「特定妊婦」と言われる支援が必要な妊婦をまず見つけ、出産後は全戸訪問をして、十分に世話をできていない親など、要支援の方を見つけて保健師等が支援することで、親が虐待する芽を摘む、虐待の予防を進めています。

○佐藤委員 事前に要支援者を見つければ、虐待を防ぐことは大切だと思います。親であれば、子供が生まれた時の気持ちをずっと持っていると思います。それが持っていないというのであれば、しっかり親としての自覚や親心を育てる支援が必要で、そういうところにもう少し力を入れてもらいたいと思います。

2ページの相談件数を見ると、警察からの相談が一番多いです。犯罪に直結するものではなく、親に子育ての悩みがあるとすれば、それを支援できる体制が必要だと思います。警察に相談する前に、市町村や児童相談所などの相談窓口が充実すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○小川こども家庭課長 警察から非常に多くの

通告があります。例えば、旦那さんが奥さんを殴る蹴るをしていたときに、奥さんが警察に通報し、そこに子供がいた場合に、子供は親の暴力を見せつけられたということで、心理的虐待となり、面前DVとなります。この面前DVの通告が非常に多くなっております。

○佐藤委員 暴力をふるう人は繰り返しますので、最初の時点でしっかり親の相談を受け止めないといけないと思います。それを警察だけに任せていいのか。警察と関係者が連携してしっかり対応する支援体制をつくり、次に起きないようにすることに力を入れるべきだと思います。

暴力が何度も何度も続くことによって、子供の命が取り返しがつかなくなったり、暴力を受けた子供たちは、大人になったら、自分が親から受けたことを子供にやってしまう可能性があります。最初の相談があった時点で、しっかり問題を解決するような支援体制づくりをお願いします。

○小川こども家庭課長 面前DVは、件数が多く、児童相談所だけで対応するのは難しいところです。今は、市町村も、虐待に対応するという法律になっています。非常に多い面前DVは、まずは市町村で対応する役割分担を進めているところです。住民に身近な市町村がすぐ対応できる状態をつくることを進めています。

○佐藤委員 どこか特定の部署が対応すべきだということではなく、総合的に対応していく必要があります。今の体制で問題があるのであれば、新たな形を考えないといけないと思います。

今の支援体制では、相談件数も多く、それを受け入れるところもなく、相談するところも少ないです。新たな支援体制づくりが必要だと思います。

○坂口委員 届出に基づく相談件数について説

明いただきましたが、潜在する件数を含めると、どれくらいあるのでしょうか。

○小川こども家庭課長 資料の相談件数は、児童相談所に通告されたものです。通告に至るまでに、虐待されている子は、ずっとその状態にあるのだらうと思います。

ただ、それがどれくらいあるかは、行政としては把握できていないところです。それが分かれば、早期に虐待を発見ができ、近隣や知人の方でも通告ができます。「189」という虐待対応専用ダイヤルがあり、「いちはやく」と呼んでいます。近所の方が、どこかで子供の泣き声が聞こえたら通告する「泣き声通告」もかなりの数があり、虐待の芽を把握できる面があります。

○坂口委員 虐待が起きてから通告までの期間が短くなれば、潜在数は減っていくため、短くするための工夫が何かできないかなと思います。虐待が起こり、いち早く周囲が気づく仕組みがあると、虐待される期間が短くなります。

法改正によって、施設よりも家庭的な環境で養育されることが好ましい場合は、里親やファミリーホームで養育することになりましたが、特別養子縁組の事例はありますか。

○小川こども家庭課長 委員がおっしゃるように、法改正により、里親委託を進めていかないといけない状況です。養子縁組をしたいと思って里親になる方もいらっしゃる、里親委託から養子縁組に進むケースも、毎年、何件かあります。

○坂口委員 本県でも、法的に親子の縁を切らせざるを得ないケースもあるということが知りたくて。特別養子縁組の事例は、本県でもありますか。

○小川こども家庭課長 養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組の2種類があります。特

別養子縁組になると、元の親との縁が切れますが、普通養子縁組は、元の親との縁は切れません。特別養子縁組は、令和3年度は2件ございます。

元の親が亡くなったケースも含まれますが、特別養子縁組は、毎年、何件かあります。

○坂口委員 学校に行きたいが、行くと危ないというような立場の子供であれば、普通養子縁組ではなく、特別養子縁組になります。養子縁組によって、子供の人格を元の親子関係から分離させてあげることが必要だと思います。そうすれば、警察や行政の介入もやりやすくなるのではないかという思いがあったので。

里親等の委託率は、全国に比べると本県は半分程度です。「委託率が低い」という考えもあると思いますが、法律では、「施設よりも家庭での養育が好ましい場合に里親に委託する」ということですので、宮崎県内の施設は、里親と同等かそれ以上にケアができていくということであれば、当然、委託率は低くなります。

本県は、委託率が10%前後ですが、全国は、20%を超えています。現実的には、本県の委託率の目標値は、15%程度になると思います。この目標値をどのように整理しているのか教えてください。

○小川こども家庭課長 委員がおっしゃるように、本県は、児童養護施設が非常に充実しています。5ページの里親委託率の計算式の分母は、児童養護施設と乳児院、里親、ファミリーホームで、児童養護施設や乳児院が充実して入所児が多くなれば、分母が大きくなり、委託率が低く見えてしまいます。

ただ、今は、法律でも、家庭の中で養育することが求められています。子供は、乳児期・幼児期を過ごすときに、親との間で愛着関係を形

成します。愛着関係を形成できないと、後々、社会的な関係をうまく結べなくなるので、できるだけ家庭に近いところの里親やファミリーホーム、施設であれば小規模のグループホーム等で養育するという目標を掲げていかないといけないと考えています。

本県の里親等委託率の目標値は非常に高く、我々も達成は厳しいと思っています。令和6年度までに27%という目標値ですが、今後も里親委託を意識して進めていかないといけないことは間違いないと思います。

被虐待児童を里親に委託するより、児童養護施設に委託する方が安心できる場合や、親が里親への委託に反対する場合があります。親にとっては、里親への委託は、別な親に子供を取られたような感じがするということもあり、委託が難しいところです。

今後は、児童相談所と里親がお互いのことをよく知る取組をし、どのような里親に、どのような子供を委託するかを真剣に考えていかないといけない時代になると考えています。

○坂口委員 目標値が27%というのは、高過ぎると思います。この目標値で10%しか委託していないと印象が悪いです。10%というのは、私の肌感覚では大した数字だと思っています。宮崎県は、施設がよく対応していると思いますし、里親や普通養子縁組については、縁組させるべきかどうかを何年もかけて取り組んでいて、子供を委ねても絶対に大丈夫だという段階で養子縁組を許可しています。慎重に取り組んでいる中で、全国の半分程度の委託率を達成しているということは、そんなに高い目標値でなくても良いのではないかと思います。

目標値が高く、目標達成が遅れているとなると、施設の整備充実などが必要になってくると

も思います。

私の感覚では、27%の目標値は高過ぎるので、もう一度、里親委託の実態を検証すると良いと思います。目標値の根拠をお持ちですか。

○小川こども家庭課長 非常に高い目標値を掲げていると思います。この数値は、児童養護施設に入所している子供について、一人一人、里親委託できるかどうかを確認し、積み上げたものです。高い目標値であることを自覚しております。

○坂口委員 委託率27%という高い目標値が本当に必要ですか。いつも自己評価が悪くなります。もう少し自信を持って、内部を評価されてもいいと思います。正解はないので、答弁は要りません。

○井上委員 宮崎県は、本当に社会的養護が必要だと考えているのかが疑問です。

令和3年度の登録里親数に対する委託率は、24.6%でしたが、養育を希望しながら、一度も子供を委託してもらえず、里親を諦める人たちもいます。

また、ファミリーホームのあり方についてどう考えているのかも気になります。委託する側の児童相談所が、どのように考えているかです。

短期間だけ子供が委託され、ぱっと引き上げてしまうというのは、子供にとってみれば、精神的な負担が残ると思います。

宮崎県は、社会的養護の必要性を重要視して、本当に実行しようとしているのかが疑問です。

児童養護施設で十分にケアできるからと、施設内に小規模ホームを設置していますが、社会的養護が子供になぜ必要か、国もなぜそう言うのか、ということを理解していないと思います。

里親のように、せっかく受皿があっても、委

託する、委託しないという判断を、根拠を持ってできないため、委託する側と委託される側の間で常に摩擦が起きています。

そういう点では、子供にとって、社会的養護が最適かどうか疑問があります。私は何度もこれについて言わせていただいておりますが、実態が全く変わらないので、県は、社会的養護の考え方を本気で実行しようとしているのかどうか疑問です。

里親は、何度研修に行っても、里親として認めてもらえなかったり、子供と接触することも全くない状況になっています。私も、里親やファミリーホームが全てとは言いませんが、実際に家庭的な養育が必要な子もいるので、里親に委託する、委託しないの判断をきちんとできているのか疑問です。

○小川こども家庭課長 委員の御指摘のとおりだと思います。児童相談所は、毎日虐待対応に追われて、里親と子供をマッチングすることに意識を向けられていないというのが実態です。

里親に登録された方からも、「いつまでたっても委託してくれない」という声を聞いております。そのため、今年度は、児童相談所が里親登録者を知ることから始めるため、里親の法定研修以外にも、児童相談所で里親に対する研修を実施し、児童相談所が里親に接触して、どんな里親かを把握する機会をつくろうと考えています。

○井上委員 基本的には子供が中心ですね。そこをわきまえてやっていただきたいです。

昨日、たまたま児童相談所出身の方と警察の方と話をする機会がありました。警察は、通報があれば、虐待を事件として立件したいと考えるが、児童相談所は、子供のことを考えて対応するので、両者の思いが食い違って、親や子供

に接触したときの対応の仕方でいつもトラブルになると言っていました。

宮崎県の子供にとって、何が一番いいのかを考える必要があると思います。社会に出るときに、生活習慣が身につけていることや、社会に適應できる力が育っているかが大変重要なところですよ。子供を中心に考えるなら、子供が社会で自立できるようにすることをまず考えていかないといけないと思いますが、今の児童相談所の対応は、そこが欠落しているのではないかと思います。

○小川こども家庭課長 真っ先に子供のことを考えないといけないというのは、そのとおりです。児童相談所の職員も、そこを忘れてはいけません。日々、虐待対応をしていると、親の対応をどうしようかという点に意識がいつてもいざがちですが、子供の将来を考えて、この子供は里親がいいのか、施設入所がいいのかを考えていかないといけないと思います。

○井上委員 子供にとって、選択肢が少ないのではないかと思います。

先ほど、山内委員から学習支援の問題も出ましたが、そういう問題も含めて、子供が十分に成長する力を与えられる準備がされているかを、一つ一つ点検していく必要があると思います。

児童相談所の方たちは、努力されていますが、本当に大変な状況になっていますので、本庁にいる人たちは、そこをきちんと分析して、社会的養護をなぜ進めるのかということを考えないといけないと思います。里親になりたいと言ってくれる方がいるということを大事にするべきだし、委託するか委託しないかの見極めを、ちゃんとやっていただきたいと思います。

ファミリーホームは、宮崎市と県北地域の2つしかないですが、県南地域にも必要と思いま

すし、他地域にもできると動きが違ってくると思います。ファミリーホームをつくるのは、大変な苦勞ですので、そこに対する支援がきちんとできるのかが気になります。

児童相談所は、一生懸命対応してくれていると思いますが、目の前の仕事が多過ぎて、長期的な視点で対応することが難しい状況だと思います。そういう点からも、社会的養護について、一度、俯瞰して見る必要があると思います。

坂口委員の質問に答弁された内容について、私は疑問符がいっぱい付きました。子供を引っ張り合うものではないのだから、子供の将来についてちゃんと考えてほしい。委託率という数字に出てきているので、言い逃れはできないと思います。

○小川こども家庭課長 数字に出ているということも自覚しないといけないですし、ファミリーホームを増やすことも、今後進めていかないといけないと思います。ファミリーホームになると、元の親が同意してくれる場合もあります。

また、児童相談所の意識を里親委託に向けることも進めていかないといけないと思います。

○坂口委員 子供は千差万別です。「子供のために」ということが大前提にあるのは当然のことです。井上委員と私の意見に大分差があったと受け止めました。

私が頭の中でイメージして発言しているのは、未就学児童の養子縁組の許可が出るまで4～5年かかった事例です。養育親と子供のマッチングは、慎重な姿勢が必要だと思います。その方は、養子縁組が成立しても、子供のしつけでとても悩んでいらっしゃいました。子供に、実の父母ではないことをいつ伝えようか、身が細るぐらい心配し、悩んでいた姿を間近で見ました。

そのようなことから、里親に委託するまでの

慎重性は、基本的に必要だと思います。だからこそ、目標値にこだわってはいけないのだと思います。本当にその目標値が妥当な数字かというのは、見方を変える必要があると思います。

私は、目標値を高く設定して、その目標値と実態の差から、「宮崎が遅れている」という評価をしてはいけないということについて、先ほど発言しました。

子供ごとに違うということを前提としながら、専門的な見地でしっかりした社会的養護の推進の計画を立ててもらいたいということです。

里親委託率27%が高い目標値という発言は撤回します。宮崎県が、全国の委託率の半分しか達していない状況ではないことは、私は肌で感じています。

先ほど紹介した養子縁組の事例を、私は近くで見してきましたが、あれだけ慎重に養子縁組を進めても、養親は子供の成長に合わせて大変悩まれていました。子供の結婚が迫ったときに、ようやく、経緯を話したそうです。親子ながら、正座をして話をしたそうです。

慎重に養子縁組することは絶対に必要だと思いますし、私はそれを評価していますが、国連憲章からきた法改正により、より家庭的な環境で子供を養育するということが、里親へ子供をどんどん送り出すのではなく、児童相談所の人員体制をはじめとした、欠けている要件を整理した方が良いということは、井上委員と同じことを言っていると思います。補足説明です。

○長谷川こども政策局長 子供にとってどの環境が一番いいのかということがあります。例えば、とても厳しい虐待を受けた子供には、専門的なケアを受けられる施設に委託したり、家庭的な環境で育つ方がいい子供は、里親やファミリーホームに委託することになります。

児童相談所は、虐待対応に追われてなかなか里親委託に手が回らないとありましたが、今年度から、各児童相談所に新たに里親養育支援のための児童福祉司を1人配置しており、なるべく相談対応のケースを持たず、里親のマッチングを担当することにしています。

また、県内では、地域小規模の児童養護施設の建設が進んでおります。今は、県内に7か所ありますが、4人から6人の定員のグループホームで暮らす形になっており、子供が入所する選択肢は、大規模施設や小規模施設、ファミリーホーム、里親などいろいろあります。子供にとってどこが最適な環境かを、児童相談所に配置した里親担当の児童福祉司と一緒に考えていきたいと思っております。

○坂本委員 今現実には起きていることや起きたことへの対応をどうしていくかという対策と、虐待が起きないようにどうすれば良いかの対策の2つを考える必要があると思えます。長くなるので、今後、虐待が起きないように対策について質問します。

8ページの子どもの貧困対策について、私も令和4年2月定例会の一般質問で取り上げましたが、一番気になっていることは、貧困が連鎖しているという深刻さです。

8ページの①子どもの貧困対策に取り組む福祉関係者や教育関係者について、「教育関係者」とは、具体的に公立学校の先生や職員の方も含まれるのか教えてください。

○柏田福祉保健課長 公立の学校の先生かどうかは把握していません。社会福祉士や子ども食堂の関係者、民生委員、学校関係者、社会福祉協議会などに参加していただき、専門的な部分から実践的な部分まで、様々なテーマで講演をしております。そこに参加していただくととも

に、関係者間のネットワークを築いていただくなど人材育成に取り組んでおります。

○坂本委員 今日御説明いただいた子どもの貧困や児童虐待、里親、児童養護施設など様々な問題があります。私は、あくまで子供の目線や視点で考える必要があると思っています。子供にとっては別々の問題ではなく、子供が育つ環境の問題だと感じます。

先ほど佐藤委員がおっしゃいましたが、総合的な対策が必要ということです。分かりやすく言うと、例えば貧困家庭で虐待が多く起きているのかや、経済的な事情が虐待の背景にあるのかなど、子供を総合的に見る必要があると思います。私が一般質問で取り上げたときには、学校教育の中でそれをしっかりと担っていくべきだという意見を申し上げましたが、2ページの虐待相談件数の数を見ると、警察からの通告が圧倒的に多く、子供に身近な存在の学校でもっと把握されて対処されるべきだと思います。

年齢構成では、未就学児が全体の46%と一番多いですが、50%以上は、学校に通っている子供が対象になっているわけです。そうであれば、子供に一番身近な学校で、子供にまつわる問題が発見されたり対処されないといけないと思いますし、総合的に対策を打つ体制が必要だと思います。本県では、こども政策局がそういう総合的な対策をしていると考えていいのでしょうか。

○小川こども家庭課長 関係機関の真ん中に行るのは確かにこども政策局だと思います。学校は、虐待を発見したら児童相談所へ通告する義務があり、虐待を発見したら通告する状態になってきていると思っています。それが虐待件数が非常に多い一つの要因になっていると思います。

○坂本委員 そうではなく、今おっしゃったこ

とも含めて、全体的な、総合的な対策をするのはこども政策局ですかという質問です。

○小川こども家庭課長 こども政策局で結構です。

○坂本委員 そうであれば、先ほど申し上げた、今起きていることへの対策とこれからそういったことが起きないように環境づくりについて、学校教育も関係あると思いますので、子供の立場に立って、子供にまつわる関係部局全体を指揮していく位置づけのこども政策局として、もっと力を入れていかなければいけないのではないかという印象を受けます。

○長谷川こども政策局長 本県では、平成20年にこども政策局を設置してしております。今、国では、令和5年4月からこども家庭庁を発足させる動きがありますが、本県では、県内における子供に関する施策を一元化するという事で、こども政策局をつくりました。

これまで、国も、待機児童対策や幼児教育の無償化、児童虐待に力を入れてきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことや、虐待件数が右肩上がり、子供が置かれている状況が非常に深刻な状況にあるということで、もっとこども政策に力を入れていかなければいけないということで、今回、こども基本法が制定されたところです。

我が県については、国に先駆ける形で一元化しておりますが、今後、国のこども家庭庁を中心とした新たな取組を見ながら、しっかり対応していきたいと考えております。

○徳重委員 宮崎県は順調にこども政策を進めていますが、新聞紙上では、虐待の中でも未就学児の死亡ケースを多く目にします。虐待をする母親、父親の年齢は、20代から30代の前半で、ほとんどが共働きです。忙しくて子供の面倒を

見られなかったり、子供が2人、3人になると、更に子育てが難しくなるのではないかと思います。

親は何とかしたい、子供を虐待したくないが、手が出てしまう、行動を起こしてしまう、となっているのではないかと思います。それを誰に相談すればいいかと考えたときに、周りの人や保育所の親の仲間、身内、近所の人に相談するというのもほとんどないと思います。

泣く子を収める方法や、物を投げ散らかす子供を制する方法がわからず、つい親は怒ってしまいます。そういうときに、誰に相談したら解決できるのかを、親がしっかりと把握していることが大切です。乳幼児を育てる子供の親に、「何かあったらここにすぐ電話してください。」「子育てについて何でも教えます。」というような場所や相談機関はないのでしょうか。

○小川こども家庭課長 委員がおっしゃるとおり、ゼロ歳児の虐待死が非常に多く、国の統計では、令和元年度の虐待死の5割は、ゼロ歳児だったそうです。このことから、妊娠期に保健師などが母親と接触し、こちらから積極的に家庭を訪問し、利用できる制度などの情報を伝えていきます。また、子供が生まれてからも、全戸訪問事業で、養育状態がどうか等を聞きながら、相談先など様々な情報を保護者に提供するようにしています。

身近な相談先については、市町村が整備していないといけないことになっており、地域の保育所などを、子育てについて相談する場所として整備しています。

また、児童相談所でも相談を受けていますし、乳児院に「児童家庭センター」を設置し、相談を受けています。相談窓口はどんどん整備されてきていますし、今後また整備していかないと

いけないと考えています。

○徳重委員 役所や児童相談所、専門機関があるというのは皆さん知っていると思いますが、相談する敷居が高いと思います。相談すれば、誰かに家庭訪問をされたり、あれこれいろいろなことを言われたり、場合によっては子供を連れて行かれる心配をする親も多いと思います。

自分の恥を世間に知られたくないということもありますから、私は、各市町村に「子育て相談員」を5人から10人つくって、子供のことは何でも相談を受け付ける体制ができれば良いと考えています。親が保育所に相談するといっても、次の子供もいるし、1人の子供に構ってられない実態もあります。公の場所での接触では、十分に相談ができないので、専門員を配置して、携帯電話で電話をすれば、何らかの知恵や解決方法を教えてもらえる体制ができないかと思っています。いかがでしょうか。

○久保こども政策課長 従前から、地域子育て支援拠点事業で、「地域子育て支援センター」を設置しています。県内に72か所あり、中には、出張したり、保育所と連携してやっているところ等もあります。ただ、支援が必要なお子さんや問題を抱えている家庭に、このような拠点施設があることが周知されていないというのが難しい問題としてあります。

妊娠・出産期から就学にわたるまでを見守る機能を持つ「子育て世代包括支援センター」や、児童福祉の観点で、虐待につながる方を拾い出して、助言する機能を持つ「子ども家庭総合支援拠点」があります。そのような施設の情報が十分に行き届いておらず、私たちも課題と思っています。支援の枠組はいろいろな形ではありますが、その周知が足りないことが課題と思っています。

○徳重委員 周知されなければ意味がないです。立派な事業をやっているのに、子育て中の親に理解してもらわないといけません。

大半の子供が、保育所や幼稚園、認定こども園に在籍しているので、その親に、相談先を徹底して知らしめるような体制づくりをしてもらいたいと思います。

○前屋敷委員 実の父母からの虐待が多いということに対して胸が痛い思いです。信頼できる親から虐待を受けるということは、子供の成長にとってダメージが大きいです。そのことを考えると本当に胸が痛く、子供たちにしっかり向き合った解決策が必要だと改めて感じました。

資料を見ると、警察や市町村、学校などからの虐待通告件数が多いですが、通報のあった全ての案件を児童相談所が把握していると思います。対応の現状について教えてください。

○小川こども家庭課長 児童相談所に虐待通告があった場合は、まず、子供の安全を確認することが何より重要ですが、48時間以内に子供の安全を確認する基準があります。

児童相談所の職員は、48時間以内に子供の安全を確認することをまず考えています。安全確認を市町村にお願いすることもあります。何らかの形で、子供の安全を確認することから始め、その後に、保護者と話すこととなります。

○前屋敷委員 これだけ件数が多いと、対応するにも、時間を要すると思います。簡単に解決策が見つかれば別ですが。

毎年、これだけの件数を抱えて、児童相談所の職員体制は十分なのでしょうか。児童相談所の現状は大変だとよく話を聞きますが、適切な対応ができる体制なのでしょうか。

○小川こども家庭課長 児童相談所の体制は、県庁の中でもまれに見る増員をいただいております。

何とか虐待に対応しているという状態です。

ただ、児童相談所の人員を増やしても、虐待件数が多いので、県と市町村の役割分担が必要になります。昨年度、県と市町村の役割分担のガイドラインを作成し、それに基づいて今年度から動いています。

面前DVや泣き声通告は、子供の安全にそこまで影響がない事例が多いため、市町村でまず子供の安全等を確認する役割分担で対応しています。そうすることで、県全体の対応力を上げていこうとしております。

○前屋敷委員 確かに機関間の連携や、役割分担は進めていくべきだと思いますが、一つの事案を解決に向かわせるためには、かなりのエネルギーを伴います。児童相談所は、人員体制をかなり強化しているということですが、今後も強化してほしいと思います。

子供たちがトラウマを感じずに成長していけるかどうか、支援者側の責任は重いです。丁寧に、迅速に対応できるように、体制を強化していただきたいです。

4ページに、それぞれの施設の定員数が記載されていますが、現在の状況について教えてください。

○小川こども家庭課長 児童養護施設は85%程度、乳児院は70%程度の入所率です。

○前屋敷委員 他の施設の利用状況は分かりますか。

○小川こども家庭課長 児童心理治療施設は50%程度、児童自立支援施設は15%程度、自立援助ホームは55%程度です。

○山内委員 2ページの相談件数について質問です。他県で小学生女児が、お父さんからの虐待で亡くなったという事案がありました。学校で実施したアンケートに、「お父さんにたたかれ

ています。助けてください」と書いていました。お父さんは、教育委員会に対して、「アンケートを見せろ」と恫喝していたようです。

学校で、子供に対して虐待に関してのアンケートなど実態調査を実施しているのでしょうか。実施しているのであれば、どのように対応しているか教えてください。

○小川こども家庭課長 学校で全員にアンケートを実施する場合、誰か一人が書くと、書いた子供が特定されるため、全員に「何かを書きなさい」という形で記載させて、家庭に異常がないかを確認するアンケートを実施したという話を聞いております。

○山内委員 アンケートは、学校・教育委員会が実施しているのでしょうか。

また、アンケートで、「私は虐待をされています」と書いた児童・生徒をどのように対応しているのか教えてください。

○小川こども家庭課長 学校でアンケートを実施したという話を聞いています。

虐待と思われる事例があれば、当然、学校が児童相談所に通告し、児童相談所が動き出すこととなります。

○山内委員 先ほどの坂本委員の質問に対して、虐待関係を総合的に対応するのは、「こども政策局」という話がありましたので、虐待に関するアンケートやその後の対応について、こども政策局が把握しているのかを確認したくて質問させていただきました。

○小川こども家庭課長 申し訳ありません。どういう状態でアンケートが実施されているかは把握しておりません。アンケートの結果、学校等から児童相談所へ通告があったという事例は把握しております。

○山内委員 「学校だけ」や「学校から警察だ

け」ではなく、こども政策局としても学校や警察などしっかりと連携して対応することが必要だと思えます。対応をよろしくお願ひします。

○川添副委員長 資料に、相談対応件数が1,843件で、一時保護の実人員が483人とあります。これは、相談対応した事案のうち、2～3割の人の児童相談所で一時保護したということになりますが、各児童相談所の一時保護の定員は何人が教えてください。

○小川こども家庭課長 一時保護所は、中央、南部、北部にあります。部屋数は、中央が7、南部が6、北部が5です。

基本的には、各部屋を1人ずつ個室で使っておりますが、きょうだいの場合は、個室を2人で使用させています。それ以外に、一時保護を児童養護施設等に委託する場合がございます。

正式な定員数は、中央が30人、都城が15人、延岡が15人ですが、個室で使用するため、定員いっぱいに入所させることは、現実にはありません。

○川添副委員長 定員数に達していなくても、個室がフルで稼働しているということですね。

児童養護施設にも委託しているようですが、施設の稼働率が85%ということで、児童相談所も児童養護施設もほぼいっぱいな状態に見えます。

施設の構造の関係もあると思ひますが、一時保護者の部屋数を増やすために実態調査をするなど、何か考えていく必要があると思ひます。

○小川こども家庭課長 児童相談所の一時保護所をどうするかは、今後、考えていかないと思ひけないと思ひます。

乳児や幼い子供の一時保護の場合は、児童相談所内で見ることができないため、乳児院や児童養護施設に委託しています。児童養護施設と

の協力関係が大事になりますので、そこを充実していきたいと思ひています。

○川添副委員長 一時保護の判断に、司法審査が導入されるようですので、円滑に、迅速に一時保護ができるようにお願ひします。

○田口委員長 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 質問がないようですので、これで終了したいと思ひます。執行部の皆さんは退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

まず、協議事項1の県内調査についてであります。

7月26～27日に実施予定の県南調査について、資料1を御覧ください。

前回の委員会において、県内調査先については、正副委員長に御一任いただき、日程案を作成しました。

7月26日午前は、ヤングケアラーの現状と支援について、日本で初めて中高生のヤングケアラーの支援を始めた、ケアラーアクションネットワーク協会からオンラインでお話を伺ひます。午後は、宮崎市内で子どもの貧困や学習支援に取り組んでいる、NPO法人スウィングバイからお話を伺ひします。宿泊は都城市内です。

翌27日は、都城市立図書館で、都城市教育委員会から、小中学校のオンライン学習の現状やデジタル機器を活用した不登校児の学習支援などについて話を伺ひ予定です。その後、三股町へ移動し、社会福祉協議会と地域の団体が協働して運営するカフェで昼食を取り、地域の子供

令和4年6月24日（金曜日）

や保護者の居場所づくりの取組について話を伺う予定です。

なお、諸般の事情により、行程に変更が出る場合がありますが、正副委員長に御一任をお願いいたします。

続いて、8月9日～10日に実施予定の県北調査についてです。資料はありませんが、県立五ヶ瀬中等教育学校において、県立学校のICT教育や、県北自治体のこども政策や子育て政策について調査することを考えております。この案で準備を進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 次に、協議事項2の県外調査についてであります。

実施予定は、10月12日～14日と先ですが、現時点で御意見・御要望があればお伺いします。

〔「正副一任」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、協議事項3の次回委員会について、資料2を御覧ください。

次回委員会につきましては、7月20日火曜日に開催を予定しております。今回説明を受けた児童虐待について、児童相談所の現場に出向いて調査をしたいと考えております。

なお、行程は、午前10時に議会を出発し、正午までに戻る予定を考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、協議事項4のその他で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 次回の委員会は、7月20日午前10時からを予定しております。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分閉会

署 名

こどもの未来応援対策特別委員会委員長 田 口 雄 二

